



2024年11月号（第20号）
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

静岡県特定最低賃金の改定について

静岡県特定最低賃金が改正されます。効力発生日は**令和6年12月21日**です。

静岡県の最低賃金

必ずチェック！最低賃金！

働く人と雇う人のためのルールです！

写真提供：静岡県観光協会

地域別最低賃金

<効力発生日：令和6年10月1日>

静岡県最低賃金

時間額 **1,034**円（改定前984円）

静岡県特定最低賃金

<効力発生日：令和6年12月21日>

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

時間額 **1,057**円（改定前1,012円）

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,073**円（改定前1,028円）

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,042**円（改定前997円）

◆上記特定最低賃金共通の適用除外労働者
（「静岡県最低賃金」が適用されます。）

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの（技能実習生は除く）
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

○ 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

※ 地域別（静岡県）最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

そのため、**特定最低賃金**が適用される労働者に対しては、令和6年10月1日から12月20日までは**静岡県最低賃金**（時間額1,034円）が、12月21日からは**特定最低賃金**が適用されます。

令和6年度 静岡年末年始無災害運動を実施します

静岡労働局では、令和6年12月1日～令和7年1月15日まで、静岡年末年始無災害運動を実施します。年末年始は、忙しい中での大掃除や機械設備の保守点検など非正常作業による労働災害や、建設工事での工期を踏まえて、進捗を優先した結果の安全対策の不備による労働災害が懸念されます。

スローガンは

『違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。』

です。

本年の管内における死亡災害2件のうち1件が建設業で発生していることに鑑み、同期間に建設工事現場を重点的に安全パトロールを実施します。

また、12月2日には、静岡労働局と合同で製造業事業所へのパトロールも予定しています。

この機会に、転倒災害の防止、墜落・転落災害の防止、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、経営トップの参加の下、職場巡視等の安全衛生活動の総点検、4S、非正常作業の災害防止措置の徹底、交通安全県民運動の推進と交通労働災害防止ガイドラインの遵守等を実施、確認しましょう。

令和6年度

静岡年末年始無災害運動

運動期間/令和6年12月1日～令和7年1月15日

違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。

「令和6年度スローガン 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 清水支部（東海運輸株式会社 防除部） 西方高二さん」

△重点実施項目▽

- ☆転倒災害の防止「静岡労働局 めかづけ運動」
- ☆墜落・転落災害の防止
- ☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ☆非正常作業における災害の防止

△共通対策△

- 経営トップの参加の下に、職場巡視による総点検の実施
- 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動の徹底
- 非正常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- 交通安全労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進

687 過去5年間の運動期間中平均

406 転倒

352 墜落・転落

はさまれ・巻き込まれ

「令和6年1月～10月の状況」

死者数 3,657人
うち新型コロナウイルス感染症によるもの 235人
(前年同期 4,080人)

死者数 14人
うち新型コロナウイルス感染症によるもの 0人
(前年同期 21人)

業種別

| | | |
|-------|--------|-------|
| 建設業 | 2,487人 | 68.0% |
| 製造業 | 899人 | 24.6% |
| 農林業 | 427人 | 11.8% |
| 水産業 | 250人 | 6.8% |
| 運輸業 | 104人 | 2.9% |
| 情報通信業 | 77人 | 2.1% |
| サービス業 | 67人 | 1.8% |
| その他 | 17人 | 0.5% |

＜主催者＞ 静岡労働局、労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県内各労働基準協会、建設業労働災害防止協会 静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海地区清水支部、(一社)日本ボイラ協会 静岡支部、(一社)日本クレーン協会 静岡支部、(公社)建設労働安全衛生協会 静岡県支部、(財)労働者健康安全機構、静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生センター、静岡支部

管内工事現場に対して全工期無災害表彰を行いました

11月1日付、鹿島建設株式会社横浜支店「静岡MYタワー空調設備等改修工事」様におかれましては、令和3年12月4日の工事着手以来、令和5年11月1日竣工に至るまで、全工期を通じ休業を伴う労働災害を発生させなかったことから、「厚生労働省労働基準局長全工期無災害表彰状」が付与されました。



左：鹿島建設（株）岩下 様

全工期建設事業無災害表彰は、建設事業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的として下記の内規の条件により、厚生労働省労働基準局長名で表彰状が授与されます。

- 工期が予定されている事業であって、労働基準法別表1第3号に該当するもののうち、労災保険料（概算又は確定）の額が160万円以上のもの。
- 全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生しなかった事業場。この災害とは、就業中における死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外であって、労働基準法施行規則別表第2「身体障害等級表」に掲げる身体障害を伴うもの。

静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

産業遺産の「清水港のテルファ」はクレーンの一種ですが、管内では既に特定機械として実際に荷役で使う登録がされているものではありません。コンテナ輸送が主流になっていますが、港湾荷役で盛んに使用されていたことが偲ばれます。